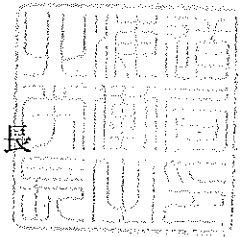


北労発基 1128 第 3 号
平成 30 年 11 月 28 日

各団体の長 殿

厚生労働省
北海道労働局長



平成 30 年度北海道最低賃金の改定の広報について (依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の改善等に大きく寄与しているもので、その履行確保を図るためには、制度の周知が極めて重要となっております。

北海道最低賃金については、毎年、金額の改定が行われておりますが、このほど北海道最低賃金及び一部業種に適用される特定最低賃金が改定され、様々な機会に周知広報に努めているところです。

つきましては、これら周知広報の一環として、同封のポスター等を作成し、北海道最低賃金の改定について積極的な周知を図ることとしましたので、本取組について御理解をいただくとともに、ポスターの掲示等について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、北海道労働局では最低賃金引上げの環境整備として、中小企業・小規模事業者への支援措置の推進を行っているところであります。裏面のご案内をご参照のうえ、助成金等の活用促進に御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

担当

〒060-8566

札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎 9 階

北海道労働局 労働基準部 賃金室 最低賃金係

TEL: 011-709-2311 (内: 3533)



ご案内

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策については、下記のとおりとなっております。

1. 北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様のために、社会保険労務士や経営コンサルタントが労務管理・賃金制度等の悩みに無料でお答えします。(事業受託者・㈱東京リーガルマインド (LEC))

相談窓口：(札幌) 0800-919-1073 (旭川) 0120-332-360 (月～金、午前9時～午後5時)

ホームページ：<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hokkaidou/>

2. 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

申請先：北海道労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL：011-788-7874)

ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyounushi/shienjigyou/03.html

3. キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。7つのコースに分かれていますが、「最低賃金引上げ」に関係するものは、有期契約労働者等の賃金規定等を改定した場合に助成する「賃金規定等改定コース」です。

相談窓口：北海道労働局職業安定部職業対策課 (TEL：011-788-9071)

ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

4. 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。

相談窓口：北海道労働局職業安定部職業対策課 (TEL：011-788-9132)

ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>